

広島県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和六年八月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

厳島公園線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市宮島口一丁目二六〇六番一地从先から 廿日市市宮島口一丁目九〇九七番五地先まで		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		新	二六・五〇 二七・〇〇	一一一・〇〇	路線短縮
		旧	四〇・五〇 二六・五〇	一四八・〇〇	